

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第471号）
〔教育機関向けサービス関係文書不存在非公開決定審査請求事案〕
(答申日：令和7年11月17日)

第一 審査会の結論

大阪府教育委員会が行った存在による非公開決定は、妥当である。

第二 審査請求に至る経過

1 令和2年7月13日、審査請求人は、大阪府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（行政文書公開請求の内容）

大阪府が公開した「G Suite for Education のプライバシーに関するお知らせ」の内容について、

1. 府立〇〇高校で、どのように保護者に説明したのかわかる文書
2. 府立〇〇高校で、個人情報等の管理について保護者および生徒から同意を得た内容が分かる文書

2 令和2年7月27日、実施機関は、本件請求に対し、「本件請求に係る文書について、作成又は取得していないため。」という理由を付して、条例第13条第2項の規定により、不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 令和2年8月8日付で、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、審査請求を行った。

第三 審査請求の趣旨

処分の取消しを求める。該当文書の公開を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の審査請求書における主張は、概ね次のとおりである。

教育総務企画課の説明では、〇〇高校ではG Suite for Education を使用しないため、当該請求文書が不存在であるとのことであったが、「大阪府立〇〇高等学校オンライン授業ガイドライン」（情報公開請求により得られたもの）には、「（1）オンラインで生徒へ配信する頻度・方法 Classroomへ掲載（毎日、Classroomを使用して教材の指示を配信する）」と記載されている。Google社は「ClassroomはG Suite for Education に含まれているサービス」「Classroomを生徒と使用するには、学校が無料のG Suite for Education アカウントを登録する」とある。

トに登録する必要があります。」と位置づけているため、「〇〇高校ではG Suite for Education を使用しない」という説明は矛盾する。

従って、当該文書が存在しないことは矛盾が生じるため、存在しないことはあり得ない。よって、開示すること。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は概ね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

2 弁明の理由

大阪府においては、条例に基づき、条例第8条の除外事由を除き、原則、公開を請求された行政文書が存在する場合、公開することとなっている。

条例第2条第1項の規定によれば、行政文書とは「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真及びスライド（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているもの」である。

審査請求人は、「教育総務企画課の説明では、〇〇高校ではG Suite for Education を使用しないため、当該請求文書が不存在である」と主張しているが、本件処分において、「公開請求に係る行政文書を管理していない理由」では「本件請求に係る文書について、作成又は取得していないため。」と回答しており、「〇〇高校ではG Suite for Education を使用」することを否定していないため、矛盾は生じない。請求時点において、実施機関では当該請求に係る文書は作成、取得しておらず、管理していない。

なお、非公開決定処分後の令和2年9月1日に、大阪府立〇〇高等学校長から保護者の皆様あて「本校でのG Suite for Education の利用に関するお知らせ」が発出されており、当該文書は、本件請求の対象となる行政文書に該当すると考えられる。

3 結論

以上のとおり、本件決定は、条例の規定に基づき適正に行われたものであり、実施機関の決定に違法、不当な点はなく適法かつ妥当なものである。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼

を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

実施機関は当該請求に係る文書を作成又は取得しておらず、管理していないと主張するので以下、検討する。

審査請求人は、教育総務企画課より、〇〇高校では**G Suite for Education** を使用しないため、当該請求文書が不存在であるとの説明を受けたとあるが、実際は、**Classroom**という機能は**G Suite for Education**という教育機関向けサービスの一部ということであるから、**Classroom**という機能を使用するに当たっては、**G Suite for Education**というサービスを利用することが前提であったと考えられる。

なお、審査請求人が請求した文書については、令和2年9月1日に、大阪府立〇〇高等学校長から保護者にあて「本校での**G Suite for Education** の利用に関するお知らせ」が発出されており、実施機関によれば、当該文書は、本件請求の対象となる行政文書に該当すると考えられるということである。

もっとも、審査請求人の本件請求及び審査請求は、上記の文書が発出される前の時点ではなされたものであって、後日上記の文書が発出されたものであるから、審査請求人の請求時点では文書が存在しておらず、当時文書を作成又は取得していなかったとの本件決定は不合理とはいえない。

3 その他の主張について

審査請求人は、その他主張するが、本件における当審査会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

的場 かおり、西上 治、片桐 直人、島田 佳代子